

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 福島県人事委員会  
職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

## 福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十七日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

### 福島県人事委員会規則第七号

#### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

- 第二十一条の六第一号、第二十一条の七第三項第一号及び第二号並びに第二十二條の二第二項第一号及び第二号中「六万三千元」を「六万四千元」に改める。
- 第三十三條の六第七項第一号中「百分の百八十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百二十五」を「百分の二百三十」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改める。
- 別表第一の二アの表一級の項中「ただし、1号給6,628円、2号給6,678円」を削る。
- 別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1	級	8,100円。ただし、1号給7,807円、2号給7,884円、3号給7,956円、
---	---	---

4号給8,032円

2 級  
8,900円。ただし、1号給8,518円、2号給8,595円、3号給8,671円、  
4号給8,752円、5号給8,838円

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級  
9,100円。ただし、1号給7,339円、2号給7,407円、3号給7,474円、  
4号給7,542円、5号給7,618円、6号給7,704円、7号給7,789円、8  
号給7,870円、9号給7,951円、10号給8,046円、11号給8,145円、12号  
給8,235円、13号給8,325円、14号給8,424円、15号給8,527円、16号給  
8,626円、17号給8,734円、18号給8,851円、19号給8,968円、20号給  
9,081円

2 級  
11,200円。ただし、1号給9,373円、2号給9,450円、3号給9,531円、  
4号給9,607円、5号給9,693円、6号給9,769円、7号給9,846円、8  
号給9,922円、9号給9,994円、10号給10,080円、11号給10,161円、12  
号給10,242円、13号給10,314円、14号給10,404円、15号給10,489円、  
16号給10,579円、17号給10,656円、18号給10,777円、19号給10,899円、  
20号給11,025円、21号給11,142円

別表第一の二カの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級  
8,200円。ただし、1号給7,596円、2号給7,659円、3号給7,726円、  
4号給7,789円、5号給7,852円、6号給7,924円、7号給7,992円、8  
号給8,059円、9号給8,118円、10号給8,194円

2 級  
9,600円。ただし、1号給8,838円、2号給8,932円、3号給9,031円、  
4号給9,126円、5号給9,220円、6号給9,328円、7号給9,432円、8  
号給9,531円

### 附則

#### （施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第三項第一号及び第二号並びに第二十二條の二第二項第一号及び第二号の改正規定並びに第三十三條の六第七項の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第一の二の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成三十一年四月一日から、次項の規定は令和元年十二月一日からそれぞれ適用する。

(令和元年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例)  
 3 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が令和元年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関する職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百八十五」とあるのは「百分の百九十五」と、「百分の二百二十五」とあるのは「百分の二百三十五」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の九十」とあるのは「百分の百」と、「百分の百十」とあるのは「百分の百二十」とする。  
 (採用給与課)

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和元年十二月二十七日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第八号**

**市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則**

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	9,100円。ただし、1号給7,339円、2号給7,407円、3号給7,474円、4号給7,542円、5号給7,618円、6号給7,704円、7号給7,789円、8号給7,870円、9号給7,951円、10号給8,046円、11号給8,145円、12号給8,235円、13号給8,325円、14号給8,424円、15号給8,527円、16号給8,626円、17号給8,734円、18号給8,851円、19号給8,968円、20号給9,081円
2 級	11,200円。ただし、1号給9,373円、2号給9,450円、3号給9,531円、4号給9,607円、5号給9,693円、6号給9,769円、7号給9,846円、8号給9,922円、9号給9,994円、10号給10,080円、11号給10,161円、12号給10,242円、13号給10,314円、14号給10,404円、15号給10,489円、16号給10,579円、17号給10,656円、18号給10,777円、19号給10,899円、20号給11,025円、21号給11,142円

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1 級	8,500円。ただし、1号給7,339円、2号給7,407円、3号給7,474円、4号給7,542円、5号給7,618円、6号給7,704円、7号給7,789円、8号給7,870円、9号給7,951円、10号給8,046円、11号給8,145円、12号給8,235円、13号給8,325円、14号給8,424円
-----	---

2 級	11,000円。ただし、1号給8,077円、2号給8,172円、3号給8,266円、4号給8,365円、5号給8,469円、6号給8,568円、7号給8,667円、8号給8,766円、9号給8,865円、10号給8,991円、11号給9,112円、12号給9,238円、13号給9,373円、14号給9,450円、15号給9,531円、16号給9,607円、17号給9,693円、18号給9,769円、19号給9,846円、20号給9,922円、21号給9,994円、22号給10,080円、23号給10,161円、24号給10,242円、25号給10,314円、26号給10,404円、27号給10,489円、28号給10,579円、29号給10,656円、30号給10,777円、31号給10,899円
-----	---

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。  
 (採用給与課)

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和元年十二月二十七日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

**福島県人事委員会規則第九号**

**初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第二十八の四の表2級の欄中	42	43	44	45	46	47	48
を「	41	42	43	44	45	46	47
級の欄中	26	27	28	28	28	29	28
に「	30	30	30	31	31	31	31
に改める。	31	31	31	31	32	25	26
						26	27
						27	27
						28	28
						28	28
						29	30
						30	30
						30	30
						31	31
						31	31



117	68	80
124	70	81
を	を	82
91	59	83
94	62	に改め、別表第八の二の表1級の欄中
97	65	
100	68	
107	69	
114	70	
121	71	に、
125		90
		92
		94
		96
		103
		110
		66

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(採用給与課)